

参議院内閣委員会會議録第二号

昭和四十年八月五日(木曜日)
午前十時十五分開会

委員の異動

八月四日

辞任

永岡 光治君

補欠選任

北村 暢君

八月五日

辞任

野々山一三君

補欠選任

鶴園 哲夫君

出席者は左のとおり。

委員長

柴田 榮君

理事

石原幹市郎君

三木與吉郎君

伊藤 顕道君

山本伊三郎君

委員

源田 実君

八田 一朗君

林田 正治君

増原 恵吉君

森 八三一君

山本茂一郎君

北村 暢君

鶴園 哲夫君

鬼木 勝利君

多田 省吾君

國務大臣

建設大臣

瀬戸山三男君

政府委員

人事院総裁

人事院事務総局

給与局長

總理府人事局長

佐藤 達夫君

瀧本 忠男君

増子 正宏君

自治省財政局長 柴田 護君
事務局側
常任委員会専門員 伊藤 清君

本日の會議に付した案件

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(国家公務員の給与等に関する件)

○委員長(柴田榮君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨四日永岡光治君が辞任され、その補欠として北村暢君が選任されました。

○委員長(柴田榮君) 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は去る七月二十八日予備審査のため本院に送付せられ、三十日本委員会に付託せられました。

それではまず、本案の提案理由の説明を聴取いたします。建設大臣瀬戸山三男君。

○國務大臣(瀬戸山三男君) ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近年の地価高騰は、住宅及び生活環境施設の充実に資する重大な隘路となっており、宅地問題の解決は国民生活の安定向上と経済成長のために緊急の課題となつてまいりました。

の面においても、宅地対策のための機構の整備を行なうことが必要とされるに至っております。

このような見地から、宅地部を設置することとし、あわせてこの際数項目の組織に関する改正事項を含めまして、この法律の改正案を提出することとしたのであります。その要旨は、まず第一に、計画局に宅地部を設置し、これに宅地に関する行政を統一的に所掌させることとしたのであります。

現在、宅地制度、宅地の造成、新市街地の開発等宅地に関する事務は、計画局、都市局、住宅局の三局に分散しておりますが、近年における宅地需給の不均衡が国民の住生活を圧迫し、健全な市街地形成の障害となつてゐる現状にかんがみ、宅地に関する事務を宅地部に一元化し、宅地政策を強力に推進しようとするものであります。

第二に、中部地方における直轄事業の事業量の増大に対処して、中部地方建設局に用地部を設けることとしたのであります。

第三に、建設研修所を建設大学校に改めることとしたのであります。

建設研修所は、近年その組織、施設、教育内容等の飛躍的な充実を見ましたので、このたびこれを建設大学校に改称し、国、地方公共団体等を通じて、建設関係職員の養成訓練を一段と積極的に推進してまいりたいと考えております。

第四に、本省の附属機関として建築審議会を設けることとしたのであります。

最近における建築技術、建築生産等の目ざましい進歩に対処して、建築に関する基本的施策の確立に資するため、新たに建築一般及び建築士に関する重要事項の審議機関として建築審議会を設け、これに伴い本省の附属機関である現行の中央建築士審議会及び一級建築士試験委員を改組して中央建築士審査会に統合し、建築行政の強化をは

かりたいと考えてあります。

第五に、公共用地の円滑かつ適正な取得を促進するため、昭和四十一年三月三十一日までの間、公共用地審議会に公共補償の基準に関する重要事項を調査審議させることとしたのであります。

最後に、建設業の海外進出の促進等に資するため建設関係在外公館駐在員を一名増加することに伴い、建設省の定員一名を外務省に移しかえることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(柴田榮君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは本案につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(柴田榮君) 次に、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。

本調査につきまして質疑の通告がございます。これを許します。

なお、関係当局の御出席は、佐藤人事院総裁、瀧本人事院給与局長、増子總理府人事局長であります。順次御発言を願います。山本君。

○山本伊三郎君 それじゃまず人事院総裁にひとつお尋ねしたいと思つていますが、まず最初に、法律から申し上げますと、勧告は今年十二月までに出さなくちゃならぬと私は思つてゐるのですが、人事院はもうすでに調査も終わつて勧告の前段にあると思ふのですが、いつごろ勧告をされるか、その点……。

○政府委員(佐藤達夫君) 昨年はたまたまいまおことばにありましたように、八月のたしか十二日に勧告を申し上げたと思ひます。しかし、毎年、日にちには相当ズレがございますので、私どもの立

場としては、作業を急ぎまして作業の完結次第勸告を申し上げるという態度でまいっておりますので、日をいつということは実はいまのところきめておりません。ただ大体のめどは八月中旬にはということをやっていることは事実です。今回は作業が資料関係の集計等が少しおくれしておりますのでございますが、これもいま申しましたように、できるだけ早くということで極力急いでやる。どのくらいになりますか、いまこゝではつきり見通しを申し上げるまでの自信はございませんけれども、とにかく急いで昼夜兼行でやっておりますというわけでございます。

○山本伊三郎君 一日二日の問題は別として、勸告は大体一年以内にやるという、大体の規定ですから、人事院がそんな不心得な考え方はないと思っております。調査時期を若干延ばしたということから延ばしたということはありますけれども、それは別として、昨年ですか、一昨年ですか、総裁が病気でということでもちょっとおくれたということも承知しておるのですが、今度の場合には、そういう理由はないので、私としては、当然十二日までに勸告されるものだ、こういう考えでおったのですが、それは間違いですか。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいま申し上げましたようなことで、でし上り次第ということに極力急いでおります。十二日になりますか、その前になればさらに幸いだと思っております。あるいは国会中にならばなおさら幸いだと思っております。そのくらい意気込みでたまたまやっておりますが、日取りはいつということはいまちょっとわかりませんが、軽率には申し上げられない。

○山本伊三郎君 まあ慎重に調査されておるのですから、あまりこれについては追及しませんが、もしそういう日にちをずさんに考えておると、まあいまの総裁はきわめて良心的であるということは知っておりますけれども、ずるずる延ばされると、私は困るというか、われわれとしては、法律の規定そのものが無視されてしまうので、われわれとしては調査のいろいろの繁雑もありますが、

まあそういうことから延びておるとは考えますけれども、できるだけ早くひとつ勸告をしてもらいたいと思ひます。要請しておきます。いかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 御趣旨のとおり大いに努力いたします。

○山本伊三郎君 それじゃ、具体的にお聞きいたします。

もうすでに、大体作業は終わっておると思うのです。私は、いま時期の問題を言ったのは、本国会は十一日に大体終わるといういまの予定でありますので、国会が終わってしまつて個人的な話しかできませんので、できれば国会開会中に勸告の趣旨、内容について本委員会に詳細に聞きたいと思つて、いま聞いたわけでありまして、それがおくれるということであれば、国会が済んでしまふということとは私も一応いまのところ想像もつくのであります。

そこで具体的に聞きますが、今度の勸告の重点、重点は、私は過去五回の審議に参加しておりますが、あるときには初任給に重点を置き、あるときは高給者に重点を置き、また中級というところ、おのの重点の置きどころが変わつてきておりますが、今度の場合はどれに、どういうところに重点を置いて勸告をされようとするか、その概略をちょっとお聞かせたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 具体的にどういう形になつてあらわれますかは、これは今後の検討の結果によることとさせていただきます。少なくとも私どものいまおつしやいました意味での根本的な立場は生計費と申しますか、これは非常に上がつておる、あるいは物価なども顕著な上昇をしておるように見受けられます。そういう点からもまた従来の公務員諸者の要望から見ましても、やはり所得の少ない、低い人々、これをほど重点を置いて考えていかないとけないのではないかと。むしろそこを重点に考えて、格差があまり出たら上のほうにも均てんしていただく。上のほうの方には、たいへん申しわけないことになるかもしれま

せんけれども、そのくらいの意気込みで臨んでしかるべき事態ではなからうかという意識のもとに実は取り組んでおるわけでありまして。

○山本伊三郎君 大体その点は了とします。

それから今度の調査ですね。もうすでにこれは出しておると思うのですが、民間との給与の較差、四月現在でやっておられると思う。どのくらいの較差とされていきますか。

○政府委員(佐藤達夫君) これはまだ出ておりません。もう出ると思いますが、出ましてもこゝで申し上げることは、勸告まではごかんべんいただくことになると思ひますが、まだ出ておりません。

○山本伊三郎君 それはそういう人事院総裁の気持ちばかりですが、いまごろ較差が出ておらないということは、私は考えないのですが、総裁の立場からこの言つと、大体こちらですぐわかりますから、勸告前にそういうことをされることは避けられると思ひますが、それなら物価の上昇は、私が調べましたものによると、昨年の四月現在、同年同期で調べますと七・〇以上上がつておる。これは全都市の平均ですが、人事院は四月現在で調べておられると思ひますが、それはどれくらいになつておりますか。

○政府委員(瀧本忠男君) 私のほうは昨年の四月に調査した関係がございまして、ただいま御指摘のように、昨年の四月を基準にいたしてものを考えております。

そこで、ことしの四月は昨年の四月を基準にいたしましたので、物価がどれだけ上がったか、消費者物価でございますが、全都市では一〇・九・九、こういうことになつております。東京で申しますと一〇・九・六と、こういうことになつております。少し前後を見てみますと、前年の四月に對します三月の数字は一〇・六・一、それから五月は一〇・八・八、六月は一〇・八・七、四月だけが非常に顕著に高い、こういう状況でございます。これは全国につきましても、東京につきましても、そういう状況でございます。さらに内部を検討い

たしてみますと、食料費、ことに野菜の高騰ということが四月に非常にあつたということが作用しておるようによさそうです。

○山本伊三郎君 そうすると、昨年の四月を一〇・〇として一〇・九・九ですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 全都市が九・九。

○山本伊三郎君 東京については一〇・九・六ですね、はい、わかりました。

もう一つ数字を聞いておきますが、いま較差の点については総裁は言えないと言われましたが、民間の昨年四月から本年四月の上昇率、これはもう調査されておると思ひます。その点についてお尋ねいたします。

○政府委員(瀧本忠男君) 較差と申しますものは、官民の四月現在におきます、四月時点における官民の差でございます。それから、いまお尋ねの民間の上がりはどうかというの、これは昨年の四月と本年の四月の間に民間の平均賃金はどれだけ上がったか。これは数字が違ふということとを前提に申し上げるわけでございます。

○山本伊三郎君 言わぬからしやうがない。

○政府委員(瀧本忠男君) これはわがほうの較差と全然縁のない数字ではございません。しかしながら、ときによりまして向こうが高かつたり、あるいは遊離しておつたり、いろいろな状況がございまして、そこで、毎月勤労統計の数字を見てみますと、本年の四月は昨年の四月に比しまして一〇・七の上がり、こういうことになつております。

○山本伊三郎君 毎勤統計については、これは大体調べておるんですが、人事院は人事院として特に作業なされまふ。同じ対象を比較して勸告されますね。その上昇はどうなつていきますか。それは言えますか。

○政府委員(瀧本忠男君) その数字は、まだちょっと私手元を用意いたしておりません。

○山本伊三郎君 手元にないと云つて、出せませうか。

○政府委員(瀧本忠男君) いまの時点でございますから、これは付帯調査で毎年やっております。

ちょっと私を十分見ておりませんけれども、もし計算しておれば、いまの時点ではあるいは数字が出ておることかと思ひますけれども、これはやはり人事院の今回の勧告に關係のある数字でございしますので、先ほど總裁がおっしゃいましたような事情で、これはしばらくごかんべん願ひたいと思ひます。

○山本伊三郎君 大体毎勤統計と人事院独自の調査による民間給与の上昇とは若干違ふのですが、しかし、毎勤統計と人事院のやられたもの、昨年から見ると、その率から見ると、大体勧告の内容といふものは想像できるのですが、ずばり申し上げるとこれはいろいろと勧告の、事情によつて内容は変わりますけれども、総体の勧告の、いわゆる給与ベースアップの率は、昨年と同様くらいになるのではないかと思ふのですが、それは言えませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは私どもの給与局長のほうから詳しいのでございしますけれども、過去の経験から申しましても、たとえば毎勤その他の資料から推していきました推測と、われわれのほうで調べました結果を、ふたをあけての較差といふものとは、必ずしも、お互いに上になり、下になったという關係になつて、こつちのほうは上になつたことも、まれにはあるわけでありすが、全然見当はつきません。したがひまして、私どもといたしましては、私どもの四月調査を集計した上での結果によらなければ予測はつかない、私どもは経験上そういう考えを持っております。

○山本伊三郎君 それ以上尋ねるのは無理でないかと思ふのだが、この程度にしておきましよう。しかし、言っておきますけれども、よく新聞で先にすつぱ抜かれるのですね。人事院が発表したとは私は申しませんが、勧告される国会よりも、そういう、それは新聞社は商売ですから、大いにやっておられることは私は敬意を表するのですけれども、それが非常に一般大衆に誤解を受けるのですかね、もうすでに六%程度であらうというようなことが言われておる、早くに、そういうことが

非常にわれわれとしては、残念に思ふのですが、ね、どうなんですか、ああいう記事については、全くの新聞社のスクープと申しますか、想像と申しますか、どういふところから出ておるのですか、人事院どう思われますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもは手がたいことを信条として万事をやっております立場にありますが、ために、ああいう記事が出ますと、一番ショックを受けるのはわれわれ自身でございします。しかもいま申しましたように、大体新聞記事は、いまおあげになった毎勤ですとか、物価の上がりだとか、公労委の仲裁裁定といふことが一つの根拠にされております。そういう三つか四つの指標、しかもすでに公表されている指標をもとにして、三段論法みたいなもので、去年がこうだったから、ことはこうなるだろうといふことで、数字としては、そう非常識な数字ではないと思ひますけれども、先ほど言ひましたように、私どものほうは官民較差のふたをあけてみないことには、かつてのよう毎勤より上回つた数字が出ることもあるのですから、そういう意味では全然見当がつかませんし、それらしいことを新聞社の皆さんに口ばしするといふことはあるはずがないのです。そういう關係の記事が出ますとたいへんなんです。組合の諸君が押しかけて来られます、われわれもそういうことを考へて、ちよつと一字か二字出していただいただけでもえらい影響があるのですが、ある説によりますと、アドバランを上げておるのではないかとこの御批判がたまにありますが、いま申しましたことが、たとえば裁量によつて率をはき出す、今度どうしようといふことを裁量でできるならば、アドバランを上げて、その反響を見るということもありますけれども、私どもは完全に数字をはじいてやっておりますから、アドバランをあげても全然意味がないといふことで、そういうことから事情はよく御察いただけるのではないかと思ひます。

○山本伊三郎君 報道機関はそれが使命ですから、私は批判をしておるのではないのですが、これはことしだけではなくて、あの数字は昨年も一昨年も出されると大体似通つたところに落ちついていくといふことですから、その点は勧告をまだされておらないから、もう少し追及したいのですが、この問題はこれでおいておきます。

それから、給料表の改定はあると思ひますけれども、大体先ほど言ひましたように、一番生活に困つていふところに重点を置くといふことは、私了解いたしますが、あとの期末手当、あるいは通勤手当、宿日直手当、それから昨年の勧告で一番問題になりました、われわれが要求しておりました住宅手当、そういう關係はどうなるか、ちよつと概要。

○政府委員(佐藤達夫君) 期末手当は去年もたしか上げたはずでありまして、これは民間調査の結果をとらえまして、そのまゝ反映したパーセンテージだけは上がつております。今年も同じようなデータをとつておりますから、これは資料の上でそういう較差が出てまいりますれば、これはそのまゝ無視するわけにはいかぬといふことで、これは従来どおりの考へ方で臨むべきことだと思ひます。ただ、それ以外に、住宅、通勤がございします。通勤も、御承知のように、今度は調査をまたしております。これによつて民間の事情がまた確定につかみ得ると思ひますから、これに應じて善処したいと思ひます。あと、住宅手当は、これは毎年々々ここでも御追求をいただきまして、また御答弁申し上げておるわけですが、しかし、これはたいへんな私たちは重大問題だと思つておりますから、調査だけは克明に毎年やつて眞実を追求していこうといふわけで、これも住宅關係の手当關係、それから施設關係の調査をやりました、さらにまたその調査の項目なども、おそろくここのいろいろの御批判なども受け入れながら精密なものにしてあるはずだと思ひます。これややはり見てからでないといふわけですが、大体のこれはもうほんとうの見通しは私はできると思ひます。

○山本伊三郎君 報道機関はそれが使命ですから、私は批判をしておるのではないのですが、これはことしだけではなくて、あの数字は昨年も一昨年も出されると大体似通つたところに落ちついていくといふことですから、その点は勧告をまだされておらないから、もう少し追及したいのですが、この問題はこれでおいておきます。

それから、給料表の改定はあると思ひますけれども、大体先ほど言ひましたように、一番生活に困つていふところに重点を置くといふことは、私了解いたしますが、あとの期末手当、あるいは通勤手当、宿日直手当、それから昨年の勧告で一番問題になりました、われわれが要求しておりました住宅手当、そういう關係はどうなるか、ちよつと概要。

その手当を支給している民間の会社といふものは半分にいかない。三〇%程度。これが一年間に飛躍的に上がつて、五〇%をこすといふようなことはまあ普通の常識では考えられません。こんなことを言うのも実ははなはだ不謹慎な話ではございしますけれども、率直に申しまして、そんな感じを持つております。これが飛躍的に上がつてくれば、これは本腰を入れて考えなければならぬといふことが一つございします。

ただもう一方、今度は官民の給与そのものの総額と申しますか、総水準の較差がどう出るかといふことがもう一つの柱になりまして、まあ非常な較差が出て、あり余つてこの始末どうしようかといふようなときになりますと、まずそれが話に出てくる可能性はございまいしょうけれども、従来、去年あたりの御説明でも申しましたように、あの程度の、従来程度の較差でまた住宅手当らしいものをしようといひますと、肝心な家の俸給表のほうのベースアップを全部犠牲にして家のほうに集中しなければならぬ。これは、較差の中での配分の問題で、いかに合理的な形に生み出し得るかといふ問題になりますから、そういう点で重大な問題点をあらわしている。それから詳しく申しますと、家持の人はどうするか、それから都会地と地方ではどうなるかといふこともありますので、なかなか困難な諸条件をかかえておる問題であるといふことになりまして、ただいま、これをひとつ何としたいと思ひますなどといふことは、ちよつと申し上げかねる段階でございします。

○山本伊三郎君 従業員に対する住宅政策といひますか、福利政策といひますか、なるほど手当といふとなかなか技術的にむずかしいこともよく知つています。しかし、公務員とまた一般民間会社との間の労務政策と申しますか、若干違ふと思ひます。いま求人難でありますから、住宅に対する設備といひますか、そういうものを非常に民間では実情に即したやり方をしております。手当としてまんべんなく出しておるかどうかはまだあ

なた方のほうも調査しておるのだから、三〇％か四〇％か知らないけれども、現実に福利政策としてやっておるところは相当あります。ところが公務員の場合には、非常に転勤その他によつて住宅難で非常に困つておるところが相当あります。これらは、実情に合った考え方で私は一応勧告をす

るのが妥当でないかと思うのですが、費用のかかる点については、これは政府が取捨選択すると思つてゐます。この問題についてはですね。だから、この点はもう少し具体的な勧告というものですね、この人事院の給与の勧告でやればいいんでございましてけれども、そこまできなかくも実情ではないと言われるならば、そういう方向でひとつ勧告する必要があると思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

きたいというようなことの覚悟を持っているわけであります。ことしもまた、そういうようなことを、どういう形でお願いするかどうか、これは別であります。やはり人事院としては、住宅手当の裏の問題として、政府に対してはお願いしようと思っております。

○山本伊三郎君 住宅手当の問題については、論究することはたくさんありますが、あとの他の委員からも、その他質問されますから、ぼくはここでもおいておきますけれども、これは都会地のみなならず、中小都市におきましても、住宅難というところは、これはもう日本のいまの一番問題のあるところでございますから、したがって、公務員といえども、その例に漏れぬ。これによって、生活費をこれに費すウエートは非常に強いと思うんで

す。したがって、私はいろいろ申しましたけれども、真剣にひとつ住宅手当についてです、まあ技術的にはむしろいい面があるけれども、そうすらすらとした完全なものとはなかなかできませんから、一応ともかく頭を出すという意味において、何らかの機会にやっていただきたいと思うのですが、そのお考えをひとつ最後に。

○政府委員(佐藤達夫君) きわめて重大な問題であるという認識のもとに、ただいま申しましたように、調査等も克明な形のものを通じておりまゝです。いまおっしゃるような気持ちで、今後も臨んでいこうという気持ちであります。

○山本伊三郎君 それから、もうあと実施時期の問題ですね。これはもう、調査が四月にされるの

だから、ぼくらは、四月から実施するといふたてまえが正しいと思うんですが、人事院は、いつも五月といわれるんですが、その点、ちょっとぼくらの考え方と食い違っているんですが、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) これはまあたびたび各方面の御指摘を受けている問題でございます。人事院が、なぜ五月実施ということにしているかというところは、これは山本委員、十分御承知と思いますが、大体四月一ばい、四月末日までに支払わ

れたものを対象にしておりますから、その瞬間
あと、五月一日の午前零時からということでき
ているらしいんです。これはやはり率直に考えてみ
ると、**両論立つのじやないか**と思っています。そ
ういう意味で、もうきまっているということじ
やなしに、もうちょっと根本的にこれは検討しよ
うじやないか。しかし、長年これでやってきてお
りますものを、そう簡単に手のひらを返すようには
いきません。もつと、その辺は追求をした上で、
あるいは五月実施が、あるいは正しいという結論
になるかもしれない。もつと謙虚な態度でこれ
は取り組もうという気持ちです。

○山本伊三郎君　これはいつも国会で実施時期が問題になりますが、われわれとしては、やはり、四月における較差がそれだけあるということをもう認めるのだから、すでに四月から、やはり公務員の給与がそれまでも較差があるのですが、わからなかったわけで、四月現在で初めて明瞭にそれがわかったのだから、やはり四月から同時に引き上げるといふ勧告が正しいと思うんですから、これはこの趣旨をくんで、今後ひとつやってもらいたい。これは答弁要りませんから。

それから、人事院にもう一つだけ聞いておきます。本年の調査もこの前の勧告と、ちょっと関係係ありますが、民間給与との比較の上において、企業規模が、やはり百名とされているんですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これはもう百人、去年百人にしたわけであります。去年どおりということをやっております。

○山本伊三郎君　それはこの前は、昨年めまました公勞協の問題ですね、あれで中勞委が――中勞委じゃなしに、仲裁裁定ですね、百名を基礎にやられたということで、人事院もその前までは五十名であったやつを百名にしたという説明をされたのですが、人事院は百名というところに対して何か理論的根拠、實際的根拠というものを持っておられるのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 詳しいことは事務当局から答えますけれども、公労委の仲裁がああいう

ことになりましたから、こちらがめくらめっぽうそれに追隨したというわけではありません。これはああいふ裁定もありましたし、かたがたということでやはり百人の合理性がかねがね考えられておったところであるということと結びつけてああいうことにしたわけであります。この点については給与局長が申し上げます。

○政府委員(浦本忠男君) 従来事業所規模五十人
でやっていったということは、これはやはり十数
年にわたりました国会で御審議願つて、そういう
ことできておるわけでございますが、国民全体
の納得する水準といったほうがむしろ適当かと思
います。しかし、して理屈をつけてみまするな
らば、これはわが国事業所統計調査というものを
総理府統計局でやっております。これは五年に一
ぺんずつやっておりますが、それで見まして、昭
和三十二年の事業所統計調査というのがございま
すが、これは五人以上の従業員を雇用しておりま
す事業所を全部調査するわけであります。そうま
したしますと、事業所の従業員の規模が五十人
以上のところで従業員を全部合算いたしてみます
ると、全体の四九・七%と、こういうことに三十
二年のときになっておったわけであります。とい
うことは、おおむね五人以上の従業員を雇用いた
します事業所におきます従業員全体の約半數
をカバーしておる、こういう観点でまいており
まして、その後この三十五年の調査におきまして
は、五十人以上が五三%、三十二年のときの四
九・七%でありましたものが五三%、こういうこ
とになって、その後の傾向といたしまして事業所
の規模の大きいものが漸次ふえつつあるというよ
うな状況もございましたし、かたがた公労委のほ
うで百人以上という線を出されたというようなこ
とで、これは百人に踏み切る、こういうことに相
なつたわけであります。

○山本伊三郎君 これを論争しておると、なかなか時間がかかりますから、私は最初から五十人出されたときから反対をし続けてきたんですが、百名でも私は妥当な公務員の給与を決定する民間の

事業所規模だと思っておらないのです。現に人事院勧告でも、課長以上幹部級のいわゆる三等級以上——昔の三等級であります、三等級以上については五百名以上の事業所と同等の職責の人と比較をしておるといふ事例もあるのですから、その線には私は納得しないのですが、これについて人事院としてはもっと検討をしてみたいと思ふのです。ただ、最近初任給については小規模事業所の初任給は非常に上がっております。しかし、中級、上級になると、非常に差があるから、私は初任給以外の公務員については非常に不利な形が出てくるんじゃないかと思ふのですが、その点は局長、どういふ考えですか。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいま御指摘のように、最近初任給につきましては中学卒、高等学校卒、大学卒ともにこれはもうほとんど地域別の較差というのとはなくなつておる、むしろ場合によりましては、中小規模の事業所でどうしても要員を確保しなきゃならないというようなことで、かつて高くなつておるといふようなこともございます。これは労働省調査でまた別途たとえば三十五歳以下というように年齢を限つてみましますと、これは事業所の規模の別による水準の差がないと、こういう結果も出ております。したがって、今後の趨勢といたしましては、漸次規模別較差は非常に縮小していくんじゃないかという見通しを持っておりまして、三十五歳以上につきましてはまだ較差が相当あるということも事実でございます。そこでこれは百人以上と申しまして、百人以上これは規模の大きいところは全部含むわけでありまして、百人のところだけではもちろんございませぬけれども、したがって、百人のところだけで話をすることは話がよほど緩和される形になっておりますが、これは規模の大きいところに限界を置きましたほうが高くなるということは、これは現在の状況においては全体の水準においてはあり得るというように思ひます。そういうふうに考えております。

○山本伊三郎君 それじや人事院に対する私の質問はこれで終わりますが、できるだけ早くひとつ總裁、勧告を出していただくように、できれば希望する時期としては、私は国会開会中に出していただければと思ひますので、それは希望しておきます。

それから總理府関係にひとつ。これは、きょうは長官が衆議院の予算委員会に出ておられますので、人事局長に尋ねるのはこれは失礼なことでありまして、政治的な問題で妥当でないと思ひますけれども、これは本会議で同僚の伊藤委員からも佐藤總理に追及をされた問題ですが、いま、人事院との質疑応答の中で、われわれは四月現在実施ということすら妥当であると思つてゐるのに、人事院は、たまたま五月から実施という勧告をされておるのに、いつも十月、昨年に限つて九月、それも相当恩に着せて九月というやうなやり方でありまして、これはわれわれとしては納得できない。納得しなさい、一般公務員としてはこの点を非常に問題にしております。下部公務員に対する感情上からも相当問題があると思ひます。これはあなたがどう答弁されるかと思いますが、どうしてもやはりこれは人事院の勧告どおり少なくとも実施すべきであると思ひますが、局長としてはどう思ひますか。

○政府委員(増子正宏君) ただいまの御質問は断わりがございましたように、私人事局長の立場では実は御質問にはほんとうにお答えいたしかねるわけでありまして、あえて御指名でございますので申し上げますが、勧告の内容という点では、実施時期も含めてこれを尊重すべきものというものが従来から政府のつとめでありました態度でありますことは山本委員もすでに御承知のこととてでございます。ただ現実の問題といたしまして、このためをえを実施すべき努力が必ずしも実つていないということも御指摘のとおりでございます。現在まだ勧告も出ていないことでございますので、具体的に來たるべき勧告がどのように取り扱われるかということは、今日におきまして

は全く何とも申し上げかねるわけでございますけれども、政府の方針としまして、人事院の勧告をできるだけ尊重して、その実施について努力するということは、現段階におきましても申し上げ得るところであると存じます。

○山本伊三郎君 これはまあ答弁はしてもらつてもけっこうです、まあ無理だと思ひますから。この間も橋本官房長官にお会いしまして、これはきわめて政治性のある問題であるけれども、理論的に言つたら問題はないんです。いま言われたとおり政治的な問題があると思つてまあ官房長官に会つて言つたんですが、官房長官は、予算の編成問題と非常に何と申しますか、関係があるというやうなことを言つておりましたが、その際に、それならばひとつ差額を別の形で政府は考えたらどうか——まあ、あの人はしろうとだからさう言つてゐるわけですので私は受け流しておきましたけれども、したがつて、予算編成上の問題としていろいろ問題があるということはわかつてゐるやうでありますから、この点はまあ技術的な問題が相当入つてきたと思ふのです。公債発行論がいかに悪いかはこれはまた問題別でありますけれども、財源難というところで政府がいろいろ苦労していることにわかつてゐるやうな苦勞も、勧告をもうすでに過去五回も無視するということは、今後の行政遂行上の公務員の活動にも相当影響すると思ひますので、あなたから總務長官またその他の方々に十分この委員会の趣旨を伝えていただきたいと思ひます。そういうことでひとつお願いいたします。

次に、自治省にもうちょっと一点聞いておきますが、自治省の関係、財政局長、公務員の給与は、いつも勧告されて法案が通ると、その内容は別として、地方公務員にも大體準用するということとで実行されておるのですが、時間がないからさうくどく尋ねませんが、本年は地方財政もきわめて悪いということがわけております。その原因はわれわれとして問題がありますけれども、それは別として、しかし、公務員の生活状態というの

は、国家公務員、地方公務員も変わりはない。したがつて、これに対する財源措置については、自治省としてはどう考えておるかということを開いてみたいと思ひます。

○政府委員(柴田護君) 人事院勧告に関連いたしまする給与改定の取り扱いにつきましては、私どももいたしましては、従来の態度を変えておりません。したがつて、国家公務員について給与改定が行なわれるということになりますれば、今日の国家公務員と地方公務員の関連から見ますれば、地方公務員につきましてもこれに準ずる措置がとられるやうに所要の措置を講ずるという態度は従来どおりでございます。ただ、財政問題を考慮に入れますと、ことしは、財政的にどうするのだということがあるかもしれませぬので、その点に触れますと、ことしは、御承知のとおり、非常に苦しい。私どももいたしましては、現在勧告がなされておられませんので、具体的にどういふことを申し上げかねるのでございますけれども、非常に苦しいと思つておるといふところでござい

す。○山本伊三郎君 これはまた別の機会で大蔵関係に私言いますけれども、地方財政苦しいという問題は、これは地方制度調査会でもいろいろ論議しておるのですが、法律一つできると、国の仕事であるけれども、仕事は地方公共団体に全部いっちゃん。たとえば、国民年金できても、若干の事務費なんか出すけれども、その倍以上のものを全部地元で負担しなければならぬ。法律一つつくるたびに地方公共団体が負担しておるのです。しかも、そういうことで事務内容が複雑になり多くなつて、事務員の数が増えてくる。したがつて、人件費が高まることは当然なんです。それに対して、政府は、いや、地方公共団体だからかつてにやれというやうな措置をとつてゐる。これはあなたに言うわけじゃないのですが、自治省として、その点は、十分予算折衝の中で主張されて、取るものは取つてもらひたい。それは、公務員の給与の引き上げが当然やるべきものがやれない。

いなかなんかの役場に行きますと、地方公務員は、日直、宿直手当は四百二十円ですか、まだ二百円も出してないところがあるのです。財政がないからしばらく待ってこれという事で出してない。こういうことで、同じ公務員である地方公務員が組織上の差によってそれだけの待遇を受けることは私は許せないと思う。しかし、これはすべて地方財政からきておる。これは、政府全体としてどう考えるかというところは一つ大きな問題でしょうが、この点はひとつ、これは政府、あなたも政府の一員でありますから言っておきますが、自治大臣を要求したのですが、衆議院の予算委員会に出られますから言えませんかけれども、いずれまた言いますけれども、あなたは財政担当しておる責任者ですから、この点はひとつ、公務員の給与引き上げについては地方財政が悪いからという単なる現象的な原因をとらえて、よってきつた原因を……、給与の引き上げについては、私は十分とは言わないけれども、今日の物価の上がつた状態から、地方公務員もその生活のでき得るような形にすべきだと、こう思うのです、その点どうですか。

○政府委員(柴田護君) 今日、給与をどう扱うかという問題は、私どもと申しますか、財政局の所管をえておる問題でございます。したがって、これは政府全体として御判断していただくということ、こう思います。財政を担当する者といましては、従来とてまいりましたように、国家公務員についてやるということになりますれば、地方公務員がおいてはばり食うということのないうように措置をすることは当然の職責でございます。そういう態度で対処するつもりでございます。

なお、いま、おっしゃいました地方財政の關係につきましましてはごもっともでございます。私どもも力が及ばない、及ばなかったということもあるかと思ひますけれども、国が地方にいろいろ仕事を依頼したり、あるいは地方に業務づけたりする場合の措置につきましましては、主として補助金、負担金等の問題に関連する場合も多うございますけれども、出すならばまともなものをおとんと出しておいてもらいたい、こういうことは常々言っている問題でございます。将来ともそういうものは是正につきましましては努力したいと思ひます。

○委員(柴田榮君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日野々山一三君が委員を辞任され、その補欠として鶴岡哲夫君が選任せられました。

○山本伊三郎君 それでは自治省にもう一つだけ聞いておきましょう。これは給与に關係ある点です。いまの地方財政が悪い、これは地方公営企業に屬するかもしれせんけれども、具体的に申します。

実は秋田県の大館公立総合病院では、病院経営が悪いということから、百名近い行政整理をやるという問題が起つておるようでありました。給与を引き上げてくれということの切望されているときに、職場を離れてしまふという、しかも病院経営がどうかというところから、そういう人件費に對してすぐしわを寄せてしまふ首を切るというような問題が起つておるようであります。これは私まだ行つておりませんけれども、その実情はいかにしろ、これは自治省の指示によつてやるのだというようなことを当局は言っているようでありまして、これは私は全くもつてのほかだと思ひました。特にこの点についてきょうお尋ねしておきたい。自治省の見解はどうですか。

○政府委員(柴田護君) 公営企業につきまして、経営の非常に悪いところにつきましてこれを改善する、これにつきましては料金の問題もございませう、これにきつましては料金の問題もございませう、国としていろいろ手当をすべき問題もございませう。一応地方団体自身の中で合理化すべきものもあるわけでございます。おそらくは、御指摘になりました事案につきましては、合理化すべ

き案件の一つとして、病院の中にえかかておりました人員が多過ぎるような状態になつてしまつた、これはいろいろな状態があるでせう、あるいは患者数が減つたとか、病院としての規模を縮小すべき段階にきたというような要請もあつたことだと思ひますけれども、その結果、過剰員になつたものについてどう始末するか、こういう問題じゃないだろうかと思つておるわけです。私どもはいろいろ指導をいたしておりますのは、さうな個々具体的問題ではございせん、むしろ病院の経理を立て直すためにはどうすればいいかということについての、地方団体側からの、経営者側からの合理化計画というものを聞きとりまして、それで再建が成り立つものならばそれとお願いいくと、こういう態度をとつておるわけでございます。御指摘のように、私どものほうから積極的にこの人間を切つて民間にやつたらいじやないかという言ふことを、それについての条件としていろいろ言ふという言ふことは、なるべく避けたい、こういうことを従来の態度としておる次第であります。かりに過剰員になつたという場合におきましても、一般会計への配置転換を起つたような問題を十分考慮して、無用な摩擦を起さないようにすることは常に配慮してまいつておるつもりでございます。

○山本伊三郎君 ほくの伺つておるのはさうじゃないのです。ほくも地方公営企業に關係しては、単に病院だけではない、病院が地方公営企業かという問題については問題があります。それは別として、いまの場合にはさうして、経営上のいわゆる不手詰りからさうなつておるということなんですね。それは単にいまの働いておるものの犠牲によつてやるというのを自治省が認めておるかどうかが、いま言われたように、総合的にいろいろ判断をして、さうしていいかげんならばどうしようかと、あなたのほうに相談してきたときに、いろいろやる場合、自治省がまず経営の不合理的な人件費からということで首切りするということをやるときであるという言ふことを自治省

が言つておると言つておるのです。それは私は間違ひだと思ふ。いま内閣は人間尊重をいわれておる。それは一番人間の生活は大事なことです。何か一ついけなければ、公務員なるがために、いわゆる労働三権もないから、交渉権もないから、すぐ経営が悪いから看護婦何人、従業員何人やめなさい、こういうことではいけない。ILO八十七号の問題もありますけれども、そういうことを自治省が言つておるからけしからぬと、その点を追及しておるのですが、さういふこと言つたのですか。個々の問題であれやめさせる、そんなことを言つておらない。

○政府委員(柴田護君) 財政局自体として、給与費をこの程度くらいにしなければ経営が合わぬじやないかという問題は、あるいは言つておるかもしれませんが。しかし、個々の人間についてどうこういふことを言ふべき筋合いでもございませう、かりにさうな事態が起つてしまつても、その点については配置転換その他のことについて十分考えるのが筋でございますので、さういふことを具体的に大々問題として、強く財政再建の条件にするということはなるべく避ける。場合によつては、あるいはもう少し人件費を減らしたほうがいいという指示というが、サゼスチョンは言つたことはございませう。しかし、それにつきましても、お話のような点につきましましては、十分配慮されるように努力してはいるつもりでございます。

○山本伊三郎君 しつこいけれども、これは具体的な問題だからほくはちよつとしつこく尋ねておるのですが、当人にとっては死活の問題です。それが自治省から言つておるものというのをかさに着てやつておる、そこが問題なんです。あなたのほうでさういふことをやると、これはどこでもやることができませんから、さういふ指導しておることは間違ひである。いま言われたように、経営が非常にいいかげんならば、どういふ点がどうかというところで、親切に相談を受けて、さうしてやつておられるならいいけれども、さうでなくて、現場

では自治省がそう言っておるからやるのだ、こう言っておる。法律的にいつて、全く当事者の言うことは間違ひであるけれども、しかし、それはいなかに行くに通るのです。そういうことを言っておるのかどうかを聞いておる。言っておるなら言っておるでいいのですよ、ぼくは別に尋ねますから。

○政府委員(柴田護君) どうすればいいですかというのを相手からお尋ねがあれば、あるいはそういう方法を、人員の配置転換等のことを一つの方法として述べたことはあるかもしれませんが、それを条件にしてどうかということを書いてあるわけではございません。

○伊藤道雄君 総務長官お見えになっておられぬようですから、総裁を中心に給与問題を二、三お伺いいたします。時間があまりございませんから、二、三の問題にしばってお伺いしたいと思ひます。

まず、最初にお伺いしたいのは、勧告の時期が緊迫してきておるわけですが、昨年十月の閣議でどういう決定がなされておるわけですか。予算編成の実情にかんがみ、勧告の時期の検討につき、人事院に要請することを検討するものとする、こういう内容の閣議決定がなされておるわけですか。これに関連してお伺いするわけですが、人事院はこの要請について、いままでのような検討をなさされてきたのか、そのことについてお伺いいたします。

○政府委員(佐藤達夫君) かねがねこの問題が指摘されて、ただいまの閣議の付議事項よりもっと前からの問題であつたと私も考えております。私どもの立場としては、勧告の完全実施をあくまで実現させたい。そのために現在のやり方よりももっといい方法があるならばこれにこしたことはないという立場から出発いたしました。いまのような批判も十分聞きながら、しからばどういう方法であるかという検討をしておたわけでありまふ。そこへまたまいま御指摘の昨年十月の閣議の付議事項もございましたし、さらにひとつ腰を入れてその検討を重ねまして、当時の増原國務

大臣などとも緊密に連絡をとりまして、政府として名案があればそれを教えてもらいたいというような意味の連絡を十分保ちながら、ほんとうにこれは真剣に検討したわけですか。しかしながら、これは新聞等によつてもたとえ六人委員会の記事等も御承知だと思ひますが、その辺の健康ぶりはあえて重ねて申し上げる必要はございませんが、その一応の中間の考え方としては、現在よりもよりよい方法として、これならば大丈夫ということまで踏み切りをつける名案がまだ得られないというまゝで、今度は次のこととしてのこの勧告の準備をせなければならぬという時期に際会いたしました。これがきまらぬためにということでは放てきするわけにはまいりませんから、名案がない以上は、やはりことしも従前どおり、四月の調査をしなければならぬということと、四月調査の準備に入りまして、それで目下集計中今度の勧告ということになります。問題はまだないということとで打ち切つておるわけではございませんが、私どもとしては、もう少し根本的に突き詰めていきたいと思いますけれども、結論としては、やっぱり予算といふと、財政との関係でどう結びつけるかという問題に尽きるような気がしてまいります。その意味では、この予算の編成の際に、ひとつ来年の賃金の情勢というものを一応の見当をつけていただいて、そのくらのことを、予算上の一つの含みか何か知りませんけれども、準備をひとつしていただいていくほかは、どうもなさそうだという感じを持っております。たとえば公務委の仲裁裁定が、常に、最近では完全実施されてい

る。これは補正も何もなしに現行予算のままで完全実施されているということも、やはりあわせて考えなければならぬのではないかとこの気持ちは、昨午幸ひ衆参の内閣委員会において、非常にありがたいと申しますか、貴重な附帯決議をいただいたわけでありまふ。そういう点にも私は関係があるのじやないかと思ひながら、まだ結論は得ておりません。したがって、本年は従前どおりと

いう形で作業を進めております。こういうこととあります。

○伊藤道雄君 事情わからぬでもございせんけれども、結論からいふと、どうもそういう御答弁では遺憾の意を表さざるを得ないわけですか。特に發言の中で、やはり人事院としては、私が言うまでもなく、公務員の立場で最善の方法を講ずればいいわけ、財源については内閣にまかせればいいわけ、人事院としては、財源のことを考へないで、これが一番科学的に正しい、一番公務員の利益になる方法だということだけ考へて結論を出していただければいいと思ふのです。

それで先ほどの、それではいつ勧告されるのかという質問は、すでに山本委員からなされておるわけですか。ただ、私一言つけ加えたいのは、言うまでもなく、人事院の結果について、あるいは報告、あるいは勧告するのは、内閣に対してやると同時に、国会にもしなければならぬということになると、時あたかも国会開会中であるから、開会中に報告もしくは勧告することがきわめて適切であらうと思ふのです。しかも会期は数日のことだということになると、やはり会期中に国会の審議を得るといふ立場からいふと、会期中に勧告するのがきわめて至当な時期であらう、こういうふうにかゝるわけでありまふ。そういう点については、総裁としてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私は、やはりせっかく国会が開かれております以上は、国会の御審議のあります機会にやはり勧告を申し上げて、さらに御理解を深めていただくという意味では、これが一番望ましいと思ひます。たいへん妙な例でありますけれども、たとえば昨年でしたか、寒冷地の勧告を申し上げた例があります。それも従来は国会開会中に寒冷地の関係の勧告を申し上げた例はなかったわけでありまふけれども、せっかく開かれておるのでありますから、ひとつ間に合はせようじやないかということをやつたこともございませう。たてまえとしてはそういうふうでありたいという気持ちを持つておることは申し上げるまでも

ございせんけれども、いかんせん、これは調査の事務的作業と申しますか、作業の問題でございまして、寒冷地のような場合とは違つて、御承知のように、たいへんこれは膨大な、また克明な細かい数字の積み重ねの問題でございませう。特に、目下、極力急がしてはおりますけれども、ぜひ今国会に間に合はせませうというところまで軽はずみな御答弁はいたしかねるということと、とにかく一生懸命やつておりますということで、御了承願ひたいと思ひます。

○伊藤道雄君 趣旨はわかつたのだが、どうも事務的の操作がまだそこまできていないというやうな結論に尽きると思ふのです。一生懸命やつてゐることはたいへんけっこうなんです、ただ一生懸命やつても間に合わないということにはどうか問題があるわけですか。人手が足りないとか、そういうことにもなるのかと思ふんです。したがって、これは要望として申し上げるわけですが、やはり国会会期に間に合わせるやうに、きわめて迅速な、しかも科学的な調査ができるやうに、そしてよき結果を出し得るやうに、やはり事務的の面についても十分配慮してしかるべきだと思ふ。どうも人事院にいろいろお伺いすると、一生懸命やつてゐるんだが、どうも間に合わないとか、なかなか膨大な資料であるのという御答弁をいただくわけですが、これは強く要望として申し上げておきたいと思ふ。そういうお答えをしないでも済むやうな、そういう事務的機構が必要であらうと思ふのです。

そこで、次にお伺いしたいのは、政府は昨年六人委員会を設けて、そして予算編成と人事院勧告の時期との関連について検討を行なつてきておるわけですが、このことは総務長官にお伺いしたいところですが、お見えになりませんか、ひとつ長官にかわつて増子人事局長から、一体どのように検討してきて、その結果はどうなつたのかということ、ひとつ要点をお聞かせいただきたい。○政府委員(増子正宏君) ただいま御質問の点でございませうが、先ほどからお話ございましたやう

に、一方では人事院の勧告を実施することにつきまして定められた閣議決定の内容ということもあり、それからまた、その後給与法の改正案を御決定になります際の委員会の附帯決議等もございましたわけでございまして、それらに関連いたしました、政府といたしましては、関係閣僚会議等を開きまして、いろいろの観点から検討いたしましたのでございまして、これはもちろん、私最近になりましていろいろと報告を拝見いたしまして承知しておりますのでございまして、その内容につきましてごく簡単に申し上げます、たとえば給与改善の原資を当初予算に計上する方法というようなこと、あるいは予備費に計上する方法、または勧告の時期を変更することによってどのように変わるか、あるいは変更が可能であるかどうか、まあそういったこと、これはこの最後の点になりますと、人事院の権限あるいは人事院のお考えとということが中心になることとございまして、けれども、かりに政府側として検討すればどうということになるかというような意味におきまして、いろいろの角度から検討いたしましたのでございまして、なお、この事務的な検討につきましては、実は関係閣僚のいわゆる六人委員会に相応いたします関係事務次官の会議におきましてこれを続けて検討いたしましたのでございまして、いづれの案につきましても、それぞれ困難な要素がございまして、そのいづれによるべきかということにつきましては、現在までまだ結論を得てないというのが実情でございます。私どもとしましては引き続き検討を続けたいということでございまして、

○伊藤道雄君 労働省の統計によつて見ますと、全産業のきまつて支給する給与について見ると、昨年四月から本年の四月までに三十人以上の全規模で一〇・七%上昇しているわけですが、また、統計局の消費者物価、これを見ますと、東京で九・六%、全都市で九・九%、生計費については全国で七・七%、東京で一二・五%、こういう増となつてゐる。したがって、このことは公務員に反映して、公務員の生活は非常に苦しくなつてゐる

という実情がここに出てきてゐるわけですが、こういうような事実から考へて、本年も当然人事院としては勧告をするということは必至であるわけですが、そこでお伺いするわけですが、このことについて人事院は、今回調査、勧告について一体どのような方針をもつて臨んできておられるのか、その要点をだけひとつ。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいまおあげになりましたようなデータは、これは例年どおり私ども現に調べております。また、報告の際には、参考資料としておつけすることになると思ひますが、問題の焦点として、この勧告に臨んでそれらのデータをどう見るかという点につきましては、これも従来申し上げたてまゝと大体同じということになりまして、要するに、官民の四月で調べた較差というものを主たるワキといたしまして、かたわら、独身男子十八歳の標準生計費を算出したしまして、それを八等級の二号でございしたほうがよろしいかと思ひますが、立てまして、それが一つの基準になつて全体の係表が構成されていく。そのたてまゝはことしも特に変へようという考えは持つておりません。

○伊藤道雄君 人事院の行なつておる民間給与の調査方法について見ますと、対象事業所の規模あるいは官民対応等級の比較、こういう点でいろいろと改善すべき問題が多いと思ふのです。そこで伺ひするわけですが、今回も例年と同一方法で行なわれたのか、それとも本年特に改善された点があるのかないのか、もしあるとすればどういう点か、こういう点をお聞かせいただきたい。

○政府委員(瀧本忠男君) 御承知のように、昨年の調査におきましては、当初事業所の五十以上ということと調査いたしました。勧告のときには、その中からさらに企業規模百人以上のものだけ取り出して、それで数字を作成したわけでございます。本年は初めから事業所規模五十人、企業規模百人、こういうことで調査いたしました。これは

は去年と非常に違ふところがございます。それから付帯調査におきまして、ことしは通勤手当というものを調査いたしております。で、去年は宿日直手当を調査いたしましたのでございしますが、ことしはそれは変わりがございせん。その辺も違ふ。そのほか調査方法につきまして、たとえば船舶の関係で、従来は五千トン未満ということで調査いたしておつたのでございするけれども、ことしはその規模を上げて、七千トン未満の船舶を民間におきまして調査するというような点が變つております。

○伊藤道雄君 官民給与の比較で、毎年々々この国会で問題になるのは、調査対象となる民間事業所の規模の問題、これがいつも毎回の問題になると思ふのです。そこで伺ひするわけですが、昨年の場合を見ると、三公社五現業に対する仲裁裁定で、新たに企業規模百人以上の民間給与の比較検討を行なつた。これに伴つて、人事院も事業所規模は五十人以上、企業規模百人以上ということ

で、事業所における民間給与の比較を行なつたわけですが、そこでお伺ひするわけですが、対象となる民間企業の規模は、この程度ではわれわれとしてはどうも公務員の場合少なきに失すると思ふのですが、もう少し規模を拡大してしかるべきだと思ふのですが、そういう基本的な考え方について、一休人事院としてはどう考へておられるのか、その点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 一切の周辺の条件を抜きにして考へてみますれば、旧憲法時代はそうだったと思ふのでございするけれども、根本として、公務員らしい名譽を維持しつつ生活をやっていくにはどのくらいの給与が必要かということ、そのものずばりの給与表のあり方を考へるということが一つの考へ方だと思ひます。しかし、今日においてはそういうことではございせん。これは御承知のように、やはり官民給与の比較というものでまいつております。これはやはり民間のバランスというものをよく見た上で、公務員のみが優越した特権的地位に立つべきものでは

ないと思ひます。これは今日の經濟情勢をおそらく前提としての考へ方かもしれせんけれども、おそらくそういう根本の考へ方から民間追随主義というようなたてまゝが出ておるんじゃないか。これは御承知のように、ヨーロッパの國々でも特に最近そういう傾向をはつきりいたしまして、人事院方式に諸國が追随しつつあるという形を見せておるわけですが、これは世界的な一つの傾向ではないかと思ひます。その場合に民間の規模をどこにとるかということもやはりその根本の問題に私はつながつてくるんじゃないかと思ひます。

國ほど大きな企業はないということになれば、民間をさがしても一万人クラスの会社をつかまえて調べることが当然じゃないかという考へ方も出てまいりますけれども、しかし、民間に優越して公務員だけが特別の有利な地位に立つことは、今日の時勢のもとにおいてはどうかというふうなことから、やはり民間のバランスとの考慮の上からいふと、小さい規模の企業にもやはり公務員と同じ仕事をしている人もいるんじゃないかというふうな点もいろいろ考へあわせて、ただいまの百人あるいは五十人という程度のものできめておつた。ただ、しかし、先ほど給与局長が申しましたように、百人レベルだけをつかまえて言つてゐるわけではありせん。百人以上からずっとトップクラスまでも入つての水準ということになりますから、そのような極端なことにはなりませんけれども、どうも根本の考へ方はそういうことじゃないかという気がいたします。

○伊藤道雄君 私は、国家公務員だけに特に有利なこととを要求してゐるわけではないわけですが、たとえば国家公務員は、これを事業所に比較すると相当大規模な事業所になる。こういうことは常識的に指摘するまでもないことであるわけですが、したがって、民間との較差が不利にならぬよう、そういうたてまゝからいふと、大規模でなければ比較できないんじゃないか、こういう観点から言つておるわけですが、なお、最近の人事院の勧告においては、官民給与の

○政府委員(佐藤達夫君) 作業は中間の段階でありますけれども、官民の較差は完全に埋めると、これはもう私どもは当然のたてまえであらうという気持ちで、その点については別に疑いを持って臨んでおるというわけではございません。そう思ひ込んでやっておるといふことで御了承願ひます。

○伊藤藤道君 人事院としては、四月に民間給与を調整するために、従来からいわゆる積み残しの問題を問題となっておるわけです。今年は特に春闘がおくれているわけです。そういうことに関連して、総裁としては昨年末委員会でのいう御答弁をなさっておるわけです。この問題は無視できない、いい、これからのいわゆる研究問題である、ということを経裁自身おっしゃっておるわけですね、当委員会です。そこで伺いたいわけですが、今回は本問題の解決をどのように行なっておられるのかどうかということですね。昨年そういう御発言がございましたが。

○政府委員(佐藤達夫君) 積み残しの問題はもう從來からある意味ではずっとあったわけでありますけれども、私どもは常に基本的の立場としては四月調査、しかもこれは一年に一回の調査で、一年に一回の勧告だというたてまえを貫くならば、若干のことでばこが出てもしかたがない。一年二回、三回と勧告を重ねますならば、その間にまたた調整できますけれども、年一回の調査、年一回の勧告になっている以上は、若干のことでばこは、これはもうやむを得ないものだという態度、これは根本的には当然そういう態度であるべきだろうと思ひます。ところが、昨年あたりから春闘のおくれが目立ってまいりました。こゝしは一般の情報によりますと、相当まあおくれが激しいということとが耳に入つて、またある程度これは常識にも

をとらえる手がかりといたしまして、四月中に支払われた給与総額、これは本来の較差の基準になるデータであります、それに付帯いたしました。たとえば五月中ごろ、あるいはその後現場のことで、たとえ五月中に現実には支払われて事業所におきまして四月中に現実には支払われておらないけれども、その後団交が妥結して、そう

して四月にさかのぼって支払うことが確定したというようなところもあるわけです。そういうものはやはり付帯的に調査の記録にとどめておいて、去年もそのことはすでにここに御披露したわけです。ことしももちろん、それだけの調査をやっております。やっておりますが、それによって見まさんと、ただ世間のうわさといううな、あるいはムードといううなことでだけでは私どもは動かせんから、ですからとにかく、これがデータにそれが反映されておるかどうかということがまず先決問題でございますけれども、これは非常に顕著な形で出た場合に、これをみすみすそのまま無視してしまうということは、これは政治公平の原則からいってどうだろうかという批判も私はあり得ると思うのであります。そういう心がまえで今度出ますそのデータというものは十分これを直視したいしまして、考慮してまいりたいという気持ちであります。

○伊藤彌道君　この積み残しの問題については、春闘はおくれればおくれるほど問題が大きくなってくると思うのです、それは当然に。しかし、これを何らかの方法で補充しなければ、公務員の立場から言うと、永久にこの利益は補充されないことになろうかと思うのです。そこで総裁としてもそのことについて、昨年、すでにこれは無視できない問題だとおっしゃっておるし、ただいまそのことは認めておるわけですから、これを具體的

○政府委員(佐藤達夫君) 具体策は二通りあると思います。基本的な問題は先ほど申しましたように、一年一回の調査として四月に時期を選んだ。ところが、毎回付帯調査をやった結果が、積み残しがどんどん出てくる。四月の調査というものは時期として必ずしも適当ではない、六月調査、

七月調査であれば全部それが、一般較差というものが出てくるのです。そういうことで先ほどお話が出ましたような調査時期、勧告時期について一般的問題として、その問題について大きなこれは私はデータになると思います。したがって、これはこの際こういうふうに出るようでは六月にする、あるいは五月ということもありましょう。調査時期の問題を基本的に考える、これは有力なデータになる、それが一つであります。

第二に、さりとて、当面出てきた——完全ではないけれども、出てきたデータというものがそこにある。これをほっておけば、来年の較差についてまた大きく出るわけです。それを来年度で待つか、ことし少しでも消化するということになりますと、やはり今日の一般経済情勢、先ほどお話にありましたようないろいろな情勢から言いますと、これはみすみすそのまま無視していいことになるかどうかという問題、これは当面の問題としては深刻な問題として特にわれわれは十分考慮しなければいけない。その二つの観点からこれを重要視しておるというわけであります。

○伊藤野道君　時間がありませんからさらに掘り下げる事ができませんが、そこでいま一つお伺いしたいのは、給与体系について、これも一点だけお伺いしておきますが、最近は一官一給を支給する、いわゆる指定職俸給表ですね。指定職俸給表の範囲を拡充していく、そういう方針のよう

○政府委員(佐藤達夫君) これも基本の方針は、だんだんと職務がはつきりとらえ得るものについては指定職的な扱いでそれを伸ばしていきたい。

少しずづにはなりましうけれども、伸ばしていきたいという方向で問題を取り組んでいることは、これは申すまでもないことでございますけれども、さて、ことしの程度にいきますか、これはことしそれをやるとしても、そういう非常に目に顯著に映るような形でそれがいけるというふうには考えておりません。ほんのちょっとした出入りにはこれは再検討してみても出入りがあるかどうかという程度ではあるまいか。これは全くまだ結論が出ておりませんから、この程度しか申し上げられません。大幅なことはとても考えられないという気持ちで現在おります。

○伊藤頭道君　公務員のうちで、何といつても多数を占めておるのは、いわゆる中級程度の職員であらうと思うんです。そこで、いわゆる中だるみ的な給与制度になっているわけです。そこでお伺いするわけですが、今回の勧告では、中だるみの是正については特に配慮されておるのか、その点を。

○政府委員(佐藤達夫君) 申し上げるまでもございせんが、当委員会においてもたびたびいろいろな御批判を受けてきておるわけであります。それは速記録に出ております。私どもはここで身にしみて痛感して帰りますとともに、また今回のような作業の際には、それを引っくり返して、いろいろ御趣旨のあるところをさらにかみしめて作業に臨んでおるわけでございます。したがいましで、たとえば中だるみの問題も、たびたびここで御指摘があったと思います。そういう点を考慮に入れながら、やはりできるだけのことをしていきたいという気持であります。

○伊藤顯道君 次に諸手当の問題について一、二お伺いします。もう時間がありませんから、し

ほってお伺いしますが、先ほど山本委員から住宅手当について質問があったわけですが、重複を避けてお伺いしますが、昨年の勧告の際、人事院としては公務員住宅政策の推進についても触れられておったと思うのです。そこで様子を見ておると、どうもその後一向に実際には推進されてないようなんです。が、一休人事院としてはどのように考えておられるのか、この具体化のためにどういうふうに取り組んでおられるのか。

○政府委員(佐藤達夫君) ちよっと先ほど実は触れましたけれども、結局、われわれが意思表示しただけの手ごたえはあったというふうにおかれは見ておられるわけです。現に三十九年度の予算におきましては、その関係の額が三割増というところで徐々に出ております。政府もその点についての熱意と誠意はまずうかがわれるという傾向で、さらにここで一つその方向に猛進していただきたいという気持ちでおります。

○伊藤道雄君 住宅問題で困窮しているのは、何といっても多数を占める下級の公務員の方々であるかと思ひます。そこで伺ひするわけです。この点について、ひとつ民間にならうとて、一挙に大幅な住宅手当を支給すべきであらうと思うのです。こういうことについて人事院としてはどういうふうな考えておられますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 住宅手当の問題は、これはさきに触れましたとおり、ことしも調査をしております。したがって、調査の結果を見たと、こう、よそ行きには申し上げることになりすけれども、正直のところ、昨年あたりの調べで、住宅手当を支給している民間企業のパーセンテージというものは非常に低かったわけですから、これが飛躍的にことしふえるともちよっと考えられないのじやないかということ、ことしはしっかりとやりますというように、これは絶対に申し上げられない。そういう意味で、非常に消極的な意味でこれは率直に申し上げるほかはないと思っております。

○伊藤道雄君 次に、通勤手当ですが、最近の公

共料金の値上げ等に関連して、通勤費も増額の方角で進んでいるようですが、今回人事院としてはこういうことを十分考えているのかどうか。大幅な通勤手当引き上げという問題ですが、なかなか現状ではこの通勤手当も通勤手当の名に値しない、きわめて僅少な額しか出ていないわけですから、こういう点はやはり早急に改善の必要があるかと思ひますが、こういう点についてはどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 通勤手当は、例年何らかの措置をまいりましたけれども、昨年などは全然調査もしなかったものでありますけれども、百円上げ、本俸から負担すべきものを免除して、百円上げてやったというふうなこともやっております。近年最も注目している一つの手当だと申し上げてよろしいと思ひます。したがって、本年はまた通勤手当の調査をいたしました。その結果によってもございします。あるいは較差の中での配分の問題ではございしますけれども、通勤手当は何とかしなければならぬことになりそうだという気持ちを持っております。

○伊藤道雄君 鶴岡委員からも若干御質問があるようですが、最後に扶養手当について伺ひいたしますが、現行を見ると、六百円、四百円というふうなことであります。まことに六百円、四百円では扶養手当の名に値しない額ではなからうかと思ひます。これも通勤手当同様、そういう考え方から当然これは大幅に引き上げてしかるべきだと思ひます。六百円、四百円の扶養手当は一体何の役に立つかということが現在の物価上昇、そういう点からも当然考えられる問題だと思ひます。もちろん人事院としても考えておられますけれども、一体考えただけではなかなか解決しないわけで、具体的にどういう配慮がなされて、どういふところまでひとつ引き上げようとしているのか、こういう点について伺ひして私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) これはお話しのとおり、従来長い間凍結された形のまま参っております。おそろくこういう生活補給的な手当は、漸

次本俸の上で消化していくべきものという意味で、取り上げなかつたものだと思います。しかし、やはり現実とにらみ合わせての問題とすれば、ただそれだけの理屈にこだわって済ますべき問題でもあるまいということでは検討いたしてあります。全然無視しているわけではございません。検討を深刻に続けておりますけれども、なかなか、ことしはひとつこのほうをふやしたいと思ひます。というところまでの結論は出ておりません。そういう観点からの検討だけは、相当深刻なところまでやったわけでございします。

○鶴岡哲夫君 時間があまりなくなつてまいっておりますけれども、しかし、人事院が勧告をそろそろきめようとするときでして、非常に私どもは、かねがね公務員の賃金についていろいろこの委員会において申し上げているという問題を締めくくつて、ここで再び強調をして、人事院当局に対して配慮をしていただきたいというふうにしておりました。したがって、問題を勧告にしようとして若干伺ひをしてみたいと思ひます。また、要望をいたしたいと思ひますけれども、第一点は、私はこの委員会でもたびたび申し上げていますが、人事院のいつも勧告の中に出ております標準生計費というものと公務員の賃金を見た場合に、非常にまずい。それは三等以上になりますと、標準生計費と比べてみて赤字になるとか黒字になるとかいうような段階ではなくて、なかなかよくなつております。標準生計費を比べますと、ところが四等なり五等なり六等なり七等なりの五、六というところになりますと、標準生計費から著しく下回つています。七千円なり一万円程度下回つています。これは私は何としても人事院は考えていただかなければならぬと思ひます。すけれども、なおこの問題は民間の賃金と公務員の賃金を比較した場合の官民対応等級、ここにも大きな欠陥があるわけですが、そういう二点からいいますと、私は人事院がやはりこの標準生計費と人事院がつくる賃金とが著しく食い違つていという点をやはり是正をしていくという方向を出す

必要があるのではないかと、こう思っているわけなんです。見解をお伺ひいたします。

○政府委員(佐藤達夫君) まさにおっしゃるとおりであります。かねがねもうその点の御追及を重ねて受けておるわけです。私どもとしてはそういう御追及は全然問題なしにけっこうだという御批判をいただければという希望は強く持つておるわけでありまして、しかし、そのつど御説明は申し上げておるわけです。一応の御説明は申し上げておるわけです。御納得は得なかつたかもしれませんが、わがほうとしては、それほど、おっしゃるほどのあれではありますまいということまでの御説明はしてきたわけです。しかし、ともあれもうそういう論議の余地なしにすばつとこれははっきりなものというふうになれば、という心がけでおるわけでありまして、やはりこれは大きな官民較差のワクの中での問題というふうなこともございまして、全然御批判の出る余地もないところまではどうかと思ひますけれども、しかしそれにいたしまして、いま申しましたような気持ちで、もう勧告の作業のときにはいつもそれを見ながら、これはどうなるだろうというところ、私自身がやきもちしながら給与局長を責めておるわけです。それくらい心の組みでは努力しておる。できるだけのことをしたいという、そういう御議論の出ない方向に持っていきたいということでは努力を重ねておるわけです。

○鶴岡哲夫君 これは総裁、きょうは時間がないということ、で概括的な答弁をしてもらつては困るわけなんです。もしそういう御意見であるならば、この問題について再び掘り起こしてやらざるを得ないということになるわけでは、私はこの二点については人事院は説明はできないと見ています。いま総裁の答弁ですと、いろいろ説明申し上げました、御納得いかない点もあるだらうけれども、こういうふうなお話なんですけれども、しかし、これは私は数字をあげて詳細に申し上げてい。七千円か一万円程度標準生計費より低いじやないかと、それに合わせるために官民対応等級という

ものがまた操作をされているではないかという話をいたしておるわけですが、総裁があとのほうでひとつでできるだけ正する方向に持っていきたいというお気持ちにはわかるんですが、これははっきりとした意思を持って御努力いただきませんという解決できない点だと思ふんです。私は、時間がありまけんから、また勧告の出たあとと総裁にこの点についてやかましくかみつかなければならないということにならないように、あるいはそういう方向にならないような方向に人事院が再検討されたという方向に持っていくてもらいたいと思ふんです。

それから次に、いま伊藤さんのほうからも出て、それから山本さんのほうからも出たと聞いたんですが、昨年問題になっております積み残しですね、本年もまたさらに一そう大きな問題になっておるようですが、これはいまや積み残し論ではないと私は思っているわけなんです。春闘相場を来年の勧告に入れる、そういうことになるか、あるいは今年の勧告の中にできるだけ繰り込んでいくかという問題になっていると思ふんです。先ほど総裁もお話になりましたが、三十八年の当時と、それから昨年——三十九年と本年と、この経緯からいって、三十八年当時はまだ積み残し論といってよかったと思ふんです。しかし、昨年にはなりまして、これはもう積み残し論ということではない。本年に至りますと、総裁の説明のように、ますますはつきりしてきているんですね。たとえば、こまかい数字で恐縮なんです、労働省の毎月勤労統計で見ますと、三十八年当時というのは春闘で上がった分というのは九百七十円です。四月と六月を比べてみますと六百四十九円なんです。ですから、やはり春闘相場というものは四月末の調査をすれば大体入る。積み残しは若干残っておる。ところが、もう昨年のごときに至っては全然狂っちゃまって、昨年は三月と四月の間の差というのは六百三十八円、それが四月と六月の差というのは千四百円と、こうなるわけですね。本年は、これはもう昨

年春闘がおくれたという点ははつきりしている。本年はさらに一そう春闘がおくれたという。それに伴って春闘をやらないうような民間の企業においてもおきてきている。ですから、私は昨年はまだまだ春闘相場の積み残し、積み残しと言ったとしても、本年はそれは言えないというところまで来ていると思ふんです。それに對する人事院の先ほど伺っております考え方が非常にいいまいです。たとえば五月に調査をしたあとで言つて、五月に妥結をして四月にさかのぼって支給するところがあるが、五月では出ない。出方が非常に少ないというところははつきりしている。去年の労働省の毎月勤労統計を見てもはつきりしている。まして本年のごときに至つては、さらに一そう明白ではないかと思ふ。ですから、これを積み残しというような形で、いかにも本年も処理されるような話なんです、これは私は公務員の給与を必ずやっている人事院としてはそのときそのときに即応した体制ではないというふうに考えます。その七月の調査をやることだつてできるのです、やろうと思えば。五月に当たる程度のものを七月に、わずかの調査です、六千三百の事業所なんです、六千六百と、その事業所を各県にばらまいた、県で言えば百カ所ぐらゐのものです。それを七月ぐらゐにちよこちよここと当たるといふぐらゐのことはできる。そういう処理をされないという

ことは、これは五、六年前あるいは四、五年前のようないかぬという状況の感覚でおられるというふうにはなるだろうと思ふんです。昨年も積み残しが〇・九あるという数字を出されたことと記憶している。それはオミットする。これは問題にしない。ただし、従来五十人以上の企業を百人以上にした、だから百人以上の企業に上ったということ、いまの積み残しをオミットしたということとは全然別個のものである。二つともやるべきものであるというのを去年も主張いたしました。本年はそういうことはしないんですから、百人以上の企

業になっておるわけですから、十分この春闘相場というものを人事院としては配慮すべきであると私は思います。いかがです。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど触れましたように、たてまえはたてまえとしてありますので、そのほかのことを言わしていただければ、わがほうにも言わしていただきたいことは山ほどありますけれども、それはやめまして、現実の問題としてこれを見た場合には、われわれの付帯調査にどういう結果が出てくるか。多分これは一般世間で言われているような風潮というものが少なくとも出るのではないかと気がいたします。その場合においては、これはちよつと無視してそのまま過ぎすわけにはいかない、考慮に入れるべきではないか、そういう気持ちで臨もうとおるというわけなんです。

○鶴岡哲夫君 だめですね、非常に、あいまいで、もつとこういう点をはつきりしていただかないと、いま一番やはり問題になっている点なんですから。ですから、春闘相場の積み残しなんというところで、積み残しじゃないんです。いまや、はつきりしているんです。総裁だつてご承知だろと思ふんです。ですから、積み残しというふうなもの、三、四年前の話であつて、いまやそうではないという点をはつきりお考えいただきたい、昨年とまた一段と新しい考え方をもちて臨んでいただきたいと思ふのです。

それからもう一つは、これは山本委員が御質問をいたしたようでありまして、総裁が新聞記者会見をされたその直後に、あくる日に、今度の勧告は六割台だというのが出まして、総裁もまあえらく軽率なことをおっしゃったんだというふうな感じを受けたわけなんです。その後もまた同じように六割だろうというふうなものが出まして、これは総裁、火のないところに煙はないというのです、これはやっぱり火があるような気がしてならないのです。従来は長い間、勧告の出ます直前に、二、三日前からに推定記事が出たのはあります

けれども、今度のように勧告の出る一月も二月も前に、こういうような推定記事が大々的に報道されたというところはないわけなんです。このことは、私は総裁が今度の勧告についていろいろ苦慮しておられる、三公社五現業も出たというふうな点を非常に苦慮されて、若干アドバンス的なものを上げておられるんじゃないか、巧妙に、しつぽをつかまれないような形で、巧妙にアドバンスを上げて、この線に持っていくとするようなお考えがややあるのではないかとこのように懸念するわけなんです。この点については御意見を承らなくともよろしうございしますが、必要があれば、ぜひ意見を承ります。今度の労働省の毎月勤労統計を見ますと、昨年よりも上がり方はすつと上がつております。で、三十人以上の企業をとつた場合に、昨年の勧告の場合は、一年間に八・三という上がり方だったんですね。本年は一〇・七という上がり方なんです。八・三が一〇・七になったわけなんです。相当なものですよ、これは。一割はたいへんなものなんです。それから、実際の金額になつてくると、ですから、これだけ上がるということになつてまいりますと、これはやはり人事院の調査にもむづかしいことはいふと思うのです。やはりこの線に沿つたもの、やはり出てくるというふうに見えなかならぬ。そういうところから、総裁のほうで、あるいは総裁のほうでとやうと誤解があるかもしれませんが、まずいかもしれませんが、盛んに煙を出して、六割台だという煙を、公労委の仲裁との関係で出されたのではないかと私は懸念をしておるわけなんです。とんでもない話ですね。さらに、これは物価の状況を見ますと、御承知のように、これは山本君も言つたそうですが、昨年は、勧告のときには一年間の消費者物価の値上がりというのは三・七%ですね、昨年のやつは。本年は九・九%ですね。先般総理府統計局が労働者の生計調査を発表いたしました。新聞にも大きく出まして、ごらんのとおりで、思ひます。あれを見ると、昨年の四月と本年の四月と比べると、生計

費は三・五％下がった。こういう発表をいたしましたですね。たいへんなことだと思ふのです。私はどうも、いま申し上げたこの情勢の中で、物価の状況からいって、あるいはことしの一年間の民間の賃金の上がり方からいって、総裁が六・六％というような煙を出されたというふうに見えるを得ないと思つてゐるのですが、その点についてお答え願ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 私が煙を出したことに前提されてしまつておられますけれども、先ほどもちよつと触れたのではありませんけれども、煙を出したところで何の役にも立たぬことなんで、私どもは、政治的判断で何％のことを白紙の上になきめるんでしたら、大いにアドバランを上げて、反響を見守りながら、この辺にしようか、ああしようかということなら、これは確かに役に立つと思ひますけれども、これはもう御承知のとおり、わがほうは完全に数字相手の仕事ですから、煙を上げたら上げそこないの問題が出るくらいで、その責任を問われるくらいで、すべて数字相手のことですから、煙を上げるはずはないです。したがひまして、ただいま御指摘のように、いろんなデータ、これは毎年の勧告の際参考資料として出します、これは公明正大に出します。その意気込みでやつておりますが、それとわれわれの勧告の内容とかみ合わせて、そのつど御指摘を受けて御説明申し上げる、その覚悟で取り組んでゐる。これは当然のことだと思ひます。そういう気持ちでおります。

○鶴岡哲夫君 総裁はそうおっしゃるのですが、過去人事院ではそうでなかったことがたびたびありまして、数字のやりくりとしては、そういう処理をすることができなくなつてゐる。一つ例をとると、八等級から一等級まで三段階に区分してあります。その区分をちよつと変えただけですがちよつと変わるのです。人事院が出している資料を見ると明らかなおとです。一つ六等級を上の等級にくつつけるか、六等級を下級職員の中に入れるかということによって、一％か二％の差があ

るのです。やろうと思へば幾らでも下げることができる。一％、二％下げることができ。それに比べて従来は処理されてきておる場合が多かつたのです。総裁になつてからそうでないという印象を受けておるのですが、ですから、私は、総裁は数字というのにはまことに正確なものだというお考えだと思ふ。数字はまことにしやかなうを言うものではない、統計ほどまことにしやかなうを言うものはないというこゝともあるのです、よくお考えいだだかないと。ですから、私は、いまの情勢で言へば、これはとても昨年よりはるかに上回つたものになつてゐると言わざるを得ないです。それを妙ちくりんなものでやりくりしないように、総裁おっしゃる通りに、すなおに数字を出されるので、総裁になつてからはどうもそのようにいたしまして、あまりないように見受けてゐるのです。しかし、大きなものは残つております。官民対応等級のごときはインチキです。あれをくずさなければいかぬ、あんなインチキなことはない。ああいうものが残つてゐるのですから、十分御注意のほどを。

次に、お伺ひしたいのは、さつき伊藤委員も言つておりましたが、中だるみは是正ですね。これは何ともならないのです。指定職俸給表をつくつて、これはいまの官民対応等級から完全にはずし、一等級をおそらく官民対応等級からはずさうと思ふ。一等級の人はどうぶう言つてゐるそうですが、外局長官と局長とどこが違うかと、盛んにどうぶう言つてゐるそうです。さもありなん。あたりまえのことです。そういうことで、上のほうはだんだん急速によくなつてきたですけれども、四等以下というものは著しく悪いのです。三等はよくなりました。昨年の処理である程度よくなつたのです。昇給金額もよくなりました。ところが、四等以下というものは著しく悪いのです。これは中だるみは正、中だるみは悪いのです。これは中だるみという程度ではなくて、画然と差がついたのです。本年はまた一等級を非常に優遇されると思うのですが、盛んに昨年から法案が出ており

ます。いいですよ。外局長官と局長とどこが違うか。それは出るのがあたりまえの話です。しようがないです。ですから、指定職俸給表の中に入れて処理していくわけですね。局長以上は特別職にす。特別職にしなければいかぬです。おかしいです。俸給表を別にして、これは一般職だと言うのはおかしいです。そういう方向をとられてけつこうだと思ふのですが、少なくとも四等以下というものは非常な段差がついたのです。非常な不満があります。前々から不満があるのですが、絶望的な不満です。中だるみは正というのを総裁は盛んに、真剣に検討したいというお話なんです、どうなんですか、中だるみは。金はだいたい必要なのです。これはどうされますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 何もかにもお見通しの上での御議論ですから、なまじつかなことをお答えしても、とても歯が立ちませんけれども、しかし、先ほども申し上げたのですが、今後ここでたびたび出ておられます去年の勧告あるいはおとしの勧告に対する御批判をさらに身に体した上で臨もう、またどうせ今後勧告の後においては御批判にさらされるわけでありまして、それを覚悟の上で、できるだけのことをやるうじやないかというつもりでこれに臨んでおりますから、またその節は十分にお教えをいただきたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 私は、この中だるみは正というのは、いま総裁のおっしゃつてゐるような程度の話では解決つかないというふうに思ふのです。ですから、この中だるみは正のために総裁が努力をされると同時に、扶養手当をはつきりさしてもらいたいのと思ふのです。諸手当は簡素化するのだと、昭和二十三年以来言つてゐるのです。政府も言ひましたし、人事院も盛んに言つてますね。ですが、そういうことで処理できないのじやないかと思ふのです。扶養手当を廃止しているところも確かに出てきました。しかし、扶養手当を出しているところ、制度としてあるところは、少なくともこれはやはり千円から千五百円程度のものを出しているわけですね。公務員の場合は、まだ扶養手

当を廃止するような状況には全然ありません。もちろん一等級以上というところは廃止していい程度のものになつてまいりました。ですが、それ以下のものについて、特に四等級以下のものについて、公務員の大多数について扶養手当を廃止するとかあるいは廃止していくとかいう考え方は全然できない。そうすれば、中だるみもそんなに多くて是正できないということであれば、この際この扶養手当をもう少しふやすという形で、両方救つていく必要がある。六百円、四百円くらい、ちよつとなものじやないかというお考えもあると思ふのです。しかし、本俸が少ないうだけに、六百円、四百円というものがたよりになつてゐるわけですね。これが千円になり千三百円になつてゐることは非常なたよりですよ。どれだけ喜ぶか。

特に四十前後の公務員というものが、五等、四等というところの生涯を埋め尽くそうと努力して生活してゐるのです。その人たちに對して、これは非常な力づけになつていくと思ふのです。ですから、扶養手当を、昭和二十三年ごろの、何だかだれか気のきいた人が言つたのだからと思ふのです、簡素化すると。もつともあのころは相当乱脈でしたが、これ以上簡素化されたらかなわないですよ。そういう場合に、そういう考え方にたつたわけて、昭和二十三年以来、これを十九年十八年も動かさないうことに至つては、人事院もどこかで強く言われたことがあまりにも頭にしみついてゐる。私は、これは根本的に考え直すべきだと思ふのですが、さつき総裁の答弁を聞いていますと、真剣に検討してみたけれども、ふわつとあと消えてしまつたような印象を受けたわけですね。これでは私は、この中堅のところの処理はできないと思ふのです。いかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) おっしゃることは全くよくわかります。われわれの悩みも結局その点にあるわけでありまして、したがひまして、先ほど申しましたように、例年のことでありまして、けれども、ことしは扶養手当の問題は真剣に検討いたしました。しかし、これが今度の勧告の中に入るか

入らぬかというどたんばの問題になりますと、これは相当まだ問題を残しておるといふ段階で、先ほど消えたようなことをおっしゃいましたけれども、消えてはおられませんけれども、なかなかむずかしい問題だという方向になりつつあるという意味で、こゝしはやりやすさということまでの言明を申し上げる段階には至っておりません。しかし、まだそういうようなことはこれで落着ききまつた問題ではありません。そういう実情のもとにあるということだけを、これを正直に申し上げておきたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 総裁、この問題はそういうあいまいなものに困るのです。深刻ですよ、これは。子供四人おる人をお考えあの俸給が出ておるのですから、その場合にどこで救うか。まず救うということですよ。でなければ値上げするといふ段階じゃないですね。どういふふうに救つていくか。こういう点ですよ。四等、五等、六等あつたところ、その場合に中だるみは正でそこだけ三%だけ上げるといふことは不可能ですよ、いまの人事院の姿勢では。だから、そこを上げる。幾らかでも上げていく。同時に、これは最も扶養手当が重きをなしておるのですから、それを救う。何でもかんでもいいから救つていくというよりは、態度をとるべきだと思ふのです。だれが反対したのか知りませんが、反対している理由を聞きたいです。ですから、これは私はぜひ再検討していただきたいと要望いたします。ちよいといきときです。こゝしはやつと扶養手当が組上りのほつてきたのです。私は非常に注目しておつたのです。いままで何べんここで論争しても一顧だにしなければ。申しわけない一回調査しました。こんなものは調査して出る結論はわかっているのです。インチキですよ。誠意がないのです。こゝしは私は扶養手当を組上りのほせ、人事院もこの問題を取り上げられたといふことはきわめて賢明だと思ふ。公務員はやっぱり全体の問題を考慮してもらわなければ困る。上のほうばかり考えてもらつては困りますよ。局長はふうふう言つておる。ああいう問

題はいいですから、こういう問題を考慮してもらわないと非常に困る。この点は総裁ぜひ勧告には結論が出るように、私は重ねて強く要望しておきます。でなかつたら、さか立ちしておこりますよ。(笑)だめですよ、本気にならないと。いまだき公務員に六百円、四百円の扶養手当……民間で扶養手当を出しておる程度のもは考えるべきですよ。要望しておきます。

それからもう一つは、上のほうはよくありません。ていつこうなんです。さらに四等級の処理はあつてふうにされて、ある程度空気が抜けてよかつたのですが、問題は、この五等、六等のところが空気が抜けなくてきわめて停滞しておるわけですね。水でいうと、ボーフラが浮いてしまつて蚊が出てくるという状態が来ておるのです。異常な状況ですよ。ですから、こゝらあたりの昇格問題をうまく処理してもらいたいと思ふのです。四等級をうまく処理されたようにうまく処理する必要があると思ふのです。人事院はいつも勧告したあとでそういうものは努力しますと言ひますけれども、さっぱり努力していないように思ひますね。これを一つ申し上げておきます。

もう一つは、住宅手当について、総裁は何か率が低いからどうだこうだといふお話のようですが、これは住宅手当といふものが何でここに出てきたか、この内閣委員会において論議されたか、あるいは一般の公務員の間に出来たかといふ点を考えなければならぬと思ふのです。それは三等以上なら三等以上をとつた場合には給与がほとんどよくなつてきた。しかも、公設宿舍に入つておる。しかし、四等以下について見れば、賃金ははなはだしく低い。おまけに公設宿舍に入つていないといふのです。さらにもう一つは、六、七年前には三等級以上、四等級以上の人たちが異動の対象になつておつた。しかし、今はほとんどすべての公務員が異動の対象になつておる。昔は上の人だけ異動の対象だったから住宅問題があつても、上の人たちが官舎や特定の宿舍におつたといふことを公務員全体は理解をしておつた——納得

しておつた。しかし、今は全公務員が異動の対象なんです。その場合に、一方において住宅はない、住宅手当はない。いま地方を歩いてみますと、みんなこういうふうな異動させるなら、当局のほうで住宅を見つけてくれと、こう言うのです。住宅を見つけてくれ、住宅を見つけてくれぬために、異動はしてみなければならぬ、あるいは自分で宿舍を見つけないで、一カ月も二カ月もかかるじゃないか。非常な不満ですよ。住宅手当が申しわけ程度のものがあつても、一つの理屈なんです。住宅手当があるから異動するぞと言ふこともできる。いま住宅手当がないですから、異動させますと、行きたがらない。うちを見つけてくれと、こう言う。見つけてから出してくれ、異動させてくれと言ふ。中には、昇給させてやるから、昇格させてやるから行けと、そういうところまで来ているのです。人事院は、昇給を曲げることもなつてきている。ですから、この住宅政策といふものを妙に考えても困りますよ。総裁は先ほど何か山本委員に對して、住宅手当はいま三三%支給しているといふような御説明をなさつたようですが、そうかもしれないです。しかし、少なくとも異動をするような民間会社をとつてもならぬと困る。異動する、転動をするところをとつてもならぬけれども、民間の会社だつて、工場労働者といふものはいまや自宅から通つておる者が多いですから、転動をするもの、そういう会社といふものを取り上げて処理しなければいけない。それをばく然ととちまつて、どうだこうだといふような話、これはどうにもならない。去年は異動するところをピックアップしてみたら三九%という数字が出てゐる。私はそういうふう聞いた。本年もおそらくは異動、配置転換をするようなそういう民間の事業所をとつてみれば、これはもつとつかい数字が出てくると思ふ。通勤手当は四十何%で踏み切つた。通勤手当を出します場合には、人事院は四八%くらい民間が実施しているといふところ、踏み切つたのです。住宅政策についても、い

まや踏み切るべき時期に来てゐると私は思ふのです。さらに先般労働省が法定外福利の施設の発表を行ないましたね。非常な前進をしているといふのです。公務員の法定外福利といふのはまことにお粗末です。私は五年くらい前に取り上げた。民間の一月分といふのは公務員の一年分の法定外福利に相当しているといふ点まで言つて説明をしたことがありますが、しかし、労働省の発表によりますと、法定外福利は非常に前進をした、とりわけ住宅政策は前進をしたといふ発表を行なつたのです。これはもう踏み切るべきですよ。総裁、昨年仲裁裁定が百人以上の企業に踏み切つた——いや踏み切つたと言ふより、はつきりした。ただそれを一つの踏み合にして人事院は百人以上の企業に踏み切られた。長年の懸案を踏み切られた。前進であります。私は住宅手当もいま踏み切るべき時期に来てゐると思ふ。計数的に出てくるに違ひない。通勤手当を踏み切つたと同じようにこの際私は踏み切るべきだと思ひます。課題はなかなか多いです。総裁、額上げもしなければならぬ、中だるみも見なければならぬ、扶養手当もしなければならぬ、通勤手当も出さなければならぬ、住宅手当もつくらなければならぬ。たいへんな重荷です。けれどもこれはやっぱりやつてもらひたい。それは通勤手当と同じようにかつたうがつたといふだけでもいいのだから、あとは逐次やつていけばいいのですから。たいへんですな、歴代の人事院の積弊——悪いことを積み重ねた結論を。しかし、いまや人事院も、こういうふうには国家公務員法を創設するときは法制局長官をやつておられた佐藤さんが総裁になつて三年目くらいになりまして、いよいよ円熟したときに来てゐる。過去も見て、過去を反省をして、この際やりますべきだと思ふのですがね。総裁いかがでございますか。

○政府委員(佐藤達夫君) まことに御理解をうしるに秘めながらのことばであります。その意味では非常にうれしく拝聴するわけでありますが、とりわけこの住宅手当の問題は、ほんとうに毎年

ここで申し上げておきますように、きわめて私手当の中でも重大な問題だというふうにも痛感しております。したがって、何とかという考え方を持って歴年しつこくいろいろに調査をし、かつ、ここで御議論に出したいいろいろな御注意も率直に受け入れて調査の項目などもつくつておる、これはまさに認めただけると思っています。そういうことで調査を重ねて重大なる関心を持つてまいっておりますけれども、今年どう出ますか、これはまだわかりません。のみならず、較差がうんと出過ぎて配分にもあまずというふうな時期が来ますれば、これはまた問題にもなりましようけれども、何ぶんいまおことばにありましたように、問題点はたくさんございます。中だるみでもこれはいへんお金のかかることは御承知のとおりであります。それらの条件のもとの作業ということになりますと、軽々しく今度はという意味の結論をここで申し上げる段階には至っておりませんと言ふほかはないわけでありま。

○鶴岡哲夫 もうあと一、二点ですけれども、人事院の勧告はもう三十五年以来五年間五月一日実施という勧告をしておりますけれども、大体十月一日が御承知のように四年経って、昨年は九月一日実施ということですが、だから、実際は実施時期で半分値切つてゐるのです。ですから、八割という勧告をしてみても、実際は十月一日から実施しますと、年間ならずと四・四割の引き上げにすぎないのです。それだけ値切つてゐるのだから、もうちょっとうまいことをしたらどうですか。これは悪いですね。公務員はほんとうに踏んだりけつたりですよ。もうちょっと私は総裁にひとつ勇断をふるつてやつてもらふように要望しまして、最後にお願いしたいのは行(イ)です。これは総裁もここで人道上の問題だという答弁をされた。そのとおりなんです、ひどいですね。この行(イ)の問題の焦点というのは、これは一つは昇格問題なんです。この行(イ)の二等級から一等級へ昇格する、三等級から二等級へ昇格するものを、行(イ)の課長から局長に昇格するように、局長から次官になるよ

うに締めくくつてゐるわけですよ。晴天の星のような昇格をやるから、行(イ)の人たちは非常に困つてゐるわけですよ。これでは俸給表を分けた理由はないのです。なぜ行(イ)という俸給表をつくつたかというのです。行(イ)の二等級から一等級へ、三等級から二等級へ昇格するものを、まさに班長から課長になるくらいにやましくちょびつとやるのですよ。あんなやり方をやつてゐるは、もう何ともならないですよ、これは。もつと昇格問題を考えるということ。もう一つは昇給金額ですね。あれがもう著しく低い。これを考えなければいけないですね。もちろん、額上げしなければいけませんけれども、年数がたつにつれてだんだん落ちてしまふのですから、ひどいことになつてしまふのですよ。とにかく生涯つとめて子供一人持てない俸給なわけですよ。これは人事院の生計費と行(イ)の給与金額とを比べてみればはつきりするやうに、子供一人も持てないやうな俸給表です。女房と御主人が二人生活できるようにするのに四十五までかかる。そう言つたら、いや、それより低い生活があるんだという。標準生計費よりまだ低い生活がある、それで生活すればいいんだ、女房も四十五まで働けばいいんだという説明を聞いたこともある。そういうこともしなければならぬでしようけれども、実際そうせざるを得ないので

す。だから、人道上の問題なんです、いま述べた三つの面にわたつて、人事院としてひとつ本年は総裁が行(イ)は考へる、考へると言つて、人道上の問題だと言つてゐるが、一向に片づかない。本年はその意味で行(イ)の問題についてひとつ関心を注いで処理に当たつていただきたいというふうな思ひます。答弁要りません、時間ございせんですから。

総理府の人事局長見えておりますから、一点だけ。これは別問題なんですがね。けさ新聞を見ましたら、農林省が勤務評定をやるといふ記事を見まして、これは私はもう一回機会を設けて近い機会に局長なりあるいは國務大臣に論争したいと思ふのですが、これは勤務評定が問題であることは

御承知のとおり。で、臨時行政調査会においても、御承知のような答申を行つた。その答申についての処理が何ら行なわれない間に、何かその勤務評定をやるといふことで、やつておられるやうなんですが、これは局長のところと農林省との間の連絡とれておるわけですか。局長がいま実施権あるのでしょう、勤務評定については。その点について。

○政府委員(増子正宏君) 勤務評定の問題は、ただいまいろいろお話がございましたけれども、これを実施することにつきましては、従来の法律あるいはそれに基づく人事院規則によりまして、各省庁に義務づけられておるところでございます。この点は鶴岡委員もよく御承知のことと存じます。そして、これらの法規の改正につきましては、特に現在のところはそういう計画もございせん。したがって、各省庁におきましては当然従来からこれを行つておるべきであつたわけでございます。ただ、幾つかの省庁におきまして未実施のところがございます。お話しした農林省はその一つでございます。従来から、これは私の承知してゐるところでは、人事院当局から、この勤務評定を行つてない省庁におきましてはすみやかに実施するようにという指導が行なわれておつたのでございます。人事院の設置に伴ひまして、勤務評定に関する権限の一部が総理府に移管になつたことは御指摘のとおりでございます。しかしながら、現在、この勤務評定制度につきましては、従来の制度の内容を根本的に考え直す、あるいは改めるといふところまでは至つておりません。私もとしまして、いろいろな面で検討はいたしておりますけれども、ここをこのように改むべきであるというふうな結論は得ておりません。したがって、そういう面から申し上げますれば、あくまで現行法令に従つて、各省庁におきましてはその責務とされておる勤務評定は実施すべきであるというふうな考へております。農林省からも、お話しのように、御相談がありましたけれども、これは当然各省庁が行なつておると同様な

意味におきまして農林省においても行なつてほしいということをお願いしてゐる次第でございます。

○鶴岡哲夫 局長のいまの答弁は、確かに一面においてはひとつもな話なんです。何だか若い事務官の答弁を聞いているやうな気がしましてね、話にならない。それは局長答弁しなさいですよ。というのは、引き継いで間もないところだから、増子さんのほうも勤務評定についてのいろいろな情勢なりぐあいなりということは御承知ないかもしれない。ないかもしれないが、しかし、勤務というものはやらなければいかぬものだといふやうなお感じだらうと思ふのです。ですが、やつたところ、やらないところあつて、それぞれその問題があるわけなんです、これはね。非常に問題が多いわけなんです。そこら辺を検討してみようという考へはないですか。新しくわがほうで、人事局で引き継いだ、実施について引き継いだ、つては答申も出しておるところだから、臨時行政調査会が答申も出しておるところだから、この際ひとつ検討してみようというぐらゐな頭がないとだめですよ、局長、人事局長失格ですよ、まず第一に。これは単にその人事局の中における勤務評定という地位じゃないのです。これは勤務評定というものが人事局にとつてどれだけ比重を占めておるかということ、御承知のとおりだと思ふのです。それをいかにもしよくし定木みたいな、七、八年前みたいな、昔みたいに、さうでございまして、引き継いだ場合には、来年引き継ぐといふことになりまふ、人事局が完全に機能を發揮するのは来年。それまでの間に、人事院にひとつある程度責任を負つて、やらぬところをやらして、そうして人事局は引き継ぐ。いかに役所式の、虫のいいみたいな話も聞いているんですが、局長どうですか。

○政府委員(増子正宏君) 先ほどお答え申し上げたことにつきまして、いろいろ御批判をいただい

たのでございますが、先ほど申し上げましたように、勤務評定制度につきまして、従来からいろいろ問題があること、それから、臨時行政調査会から答申が出ていること、その他一般的に見ましても、いろいろと検討すべき問題があることは、よく承知しているつもりでございます。その意味で、いろいろと検討はいたしているというのを先ほど申し上げたつもりでございます。ただ、現在、これをどう改むべきかということについては、具体的な結論を得る段階に至っていない、したがって、その意味で、現行法制に従わざるを得ないということを申し上げた次第でございます。

○鶴岡哲夫君　そこら辺が、だからぼくが言うのは局長の答弁じゃないと、こういうわけですよ。これはね、一般論として、ここでもっと申し上げておきますがね、最近特にこの四、五年の間、三公社五現業についてもそうですが、国家公務員の場合についてもそうですが、だんだん八十七号条約批准の問題が具体化するに従って、だんだん上からの統制というのですかね、これが非常に強くなってきたんですね。今度専売公社がああいう史上最大の選挙違反というのをやったのですが、これなんかは、上から言われたことは従わなければあふない、そういうふうにしつけられてきているんですね。普通の出張所だったら、普通の職員であつたら、それはおかしいじゃないかということ

を言う人があつてこれはしかるべきだと思うんですね。言えないんですよ、それが。これはそういうふうにだんだん、上の言うことは何でも正しいのだ、従わなきゃならないというふうな方向で、非常な勢いで統制されてきているんですね。ですから、これはまあ専売公社が出たんですが、それ以外の問題を取り上げていいんですよ。専売公社が出たから私は申し上げたんですが、非常に、上の者の言うことには全部従わなきゃならぬと、それはちょっとおかしいんじゃないか局長、おかしいじゃないか課長というふうなことができないんですよ、これは。このことは、逆に言いますとですね、非常に大きな問題を出しているわけでは

す。上から締めればいいというような感じで、行政がうまくいくとか、公務員全体が楽しく能率をあげていくとかというふうな考えでは、たいへんな間違いです。これは私は今度の専売の選挙を見ましてですね、痛切にそれを感じましたですね。その反面を見のがしてはならない。だれにもわかつてのことです。そんなことは公務員である以上ですね、知っているんですよ、地位を利用してやっちゃならぬということですね。それをその幹部が先頭に立ってやつたんですよ。私はその点も非常に今度の問題で痛切に感じています。これは専売だけじゃないんです。ですから、もう少し、私はそういう意味で勤務評定というものが根本的に考え直す必要がある、考える必要があるというふうな思っているんです。これが施行されたのは三十三年からです。実際、三十三年か、三十四年から、勤務評定やるやるといことがいわれてやつたんです。しかし、効果はあまりないんですね。逆効果は非常に多いという指摘も出ています。これは答申、ちゃんと出ているというふうな状況なんですからね、これは考えるべきですよ。何か、やつかいなものは、おれが全部引き受けるまでは、ひとつお前のほうでと言つてやらす。おれはのほほんとしていて、あとは引き受けるというふうな考え方じゃ、これはまたそういう意味ではあまりに局長の過ぎるんですね。局長、どうですか、もっと根本的に考えてみたらどうですか。詳細にやりますよ、各省の例を全部あげて、いかにでたらめかということ。第一、人事院そのものがでたらめしごくです。考え直したらいいのです。そしてみんながやれるような勤務評定を考えたらよろしい。検討しておられるようですが、せっかくのいまの人事局の発足にあたって、まずこの問題についてもう少し健全な検討を加えたらどうかと私は思います、いかがですか。

○政府委員(増子正宏君)　先ほど申し上げましたように、現在及び将来の問題として考えていることは申し上げるまでもないと思うわけでございます。勤務評定を根本的に考え直すという場合に、弊

実の面、勤務評定というものが本来的に好ましくな

いという御意見もあらうかと思ひます。しかし、また一面、その必要性というか、効能というものもこれは否定できないのでございます。そういう意味におきまして、いろいろな御意見のあることは承知いたしておりますし、今後の問題として検討し、それを十分なもの、理想的なものに仕上げていくという気持ちは、先ほどから申し上げており、私も、私も持つていくわけでございます。したがしまして、検討すべしということにつきましては、十分それに応じたいと存じますが、何分、御承知のように人事局発足いたしました早々のことでございますので、それらの内容につきましていま申し上げるまでの段階に至っていないということをお承し承をいただきましたわけでございます。

○鶴岡哲夫君　きょうはこの程度で。

○委員長(柴田栄君)　ほかに御発言もないようですから、本日はこの程度にとどめます。

これにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

昭和四十年八月十一日印刷

昭和四十年八月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局